

室町幕府仁政方について

岩 元 修 一

A Note on Zinseigata (a department of the Muromachi Shogunate)

Shūichi IWAMOTO

1

小論は、室町幕府仁政方について検討を加え、あわせて必要な範囲で当該期の幕府の所領への対応、訴訟制度の整備について述べようとするものである。

仁政方については例えば、佐藤進一^①、森茂暁^②、小川信氏^③、山家浩樹^④、家永遵嗣^⑤氏によって検討されており、私もこれら先学の指摘をふまえて考察を加えたことがある。ただ、拙稿においては、山家氏によって仁政方と関連させて論じられた室町幕府追加法^⑥六、七条（以下、追加法六条、のように略す）に関する説明が不十分であったと思う。そこで本稿ではまず、追加法六、七条について、仁政方との関わりという観点から検討を加えておきたいと思う。次に、追加法六条の解釈と関連して、足利直義執政期の所領への対応、あるいは訴訟制度の整備といった点が問題となってくるので、この点について行論に必要な範囲で説明を加えよう。そして最後に、これも拙稿で十分に展開できなかった十四世紀後半の仁政方・仁政御沙汰のあり方について、小論でも一定の見通しを述べるにとどめるをえないのであるが、考えてみたいと思う。

本稿の検討は、直接には室町幕府の成立過程に関する政治制度史の側面からの研究に資そうとするものであるが、それは同時に当該期の変革のありようを幕府機構の検討を通して説明しようとするものでもある。

2

ここでは、追加法六、七条に関する山家氏の解釈について検討しようと思う。まず、史料を示しておこう。

① 寺社（追加法六条）并本所領以下押領輩事（歴応三 四 十五）

近年武家被官人、甲乙之輩、令違背下知御教書、剩对于守護使并使節等、及合戦狼藉之由、有其聞、繹超常篇、然者別而可有嚴密之沙汰、奉行人令隨身文書、直令披露者、可被裁判罪名之旨、可触仰五方引付焉、

② 雖給御下文不知行下地輩事（歴応四 三 十）

不可為仁政沙汰歟之由、前々内談訖、可為引付行事之間、向後不可有其沙汰也、

山家氏の見解は、おおよそ次のように要約できると思う。まず、①追加法六条は、「寺社本所」が「下知・御教書」に基づく權益を、狼藉などにより実現できない

とき、奉行人が直接直義へ披露することについて規定している。ここから、直義が「押妨排除という、引付方が果たすべき役割」に関与していることがわかる。

②追加法七条は、下文を獲得しながら領有が実現しない場合の訴訟を、仁政方ではなく引付方で審議することを確認している。そこから③仁政方の所管訴訟を推測すると、下文以外の形（裁許下知状などである可能性が高い）で幕府から認められた権益を実現しようとする訴訟と思われる。とすると④仁政方とは、追加法六条の規定する、奉行人が直義に披露する場ではないだろうか。

確かに右のような山家氏の理解は大きな説得力をもつといわねばならない。ただ、山家氏の説が成立するためには、さしあたり追加法六条成立時（あるいはそれ以前）に、仁政方が、追加法七条の記すような下文を獲得しながら下地不知行の輩の訴えを扱う機関であると同時に、少なくとも「下知・御教書」を根拠とする押領排除等の訴えを、追加法六条の記すような形で受理する機関でもあったことを示すことが必要なのではないかと思われる。そのことがなされない段階では、山家氏の見解はきわめて有力な説ではあるが、なお別の解釈の可能性も残されているように思う。また、山家氏は、評定に対する評価が低く、評定を幕府機構の上に積極的に位置づけておられない⁹点にも注意しておきたい。

では、右のような整理をふまえて、まず十四世紀後半の仁政方・仁政沙汰の事例からみていくことにしよう。足利義満執政期や細川頼之將軍代行期の事例をみると、すでに指摘されているように仁政方・仁政沙汰で審理を行っているとみられる。そこでの具体的対応としては、これまでに確認されている事例でいえば、守護・使節に対して発給されるいわゆる知行回復命令ではなく、足利義満袖判裁許状や当事者充の細川頼之奉書の発給を知ることができ、足利義詮執政期の事例をみると「賦」も存在したようである。足利直義執政期の場合、前稿で検討したように「於仁政方可安堵之由、頼持^極申状之間、於内談有沙汰」とみえており、この「内談」を仁政方のものとみることができれば、やはり仁政方で審理がなされていたことを想定できることになる。この「内談」の理解には別の解釈の余地もありうるが、たとえそうであったとしても、右に述べてきたような十四世紀後半の仁政方・仁政沙汰のあり方や直義執政期に「仁政内談」（史料②参照）の存在することをあわせて考えてみると、仁政方とは一定の審理の場であったとみてよいのではあるまいか。

次に、追加法六条を検討しよう。ここでの提訴の前提には、少なくとも幕府による「下知・御教書」の発給を想定することができよう。そして、別稿¹⁰で検討し

たようにこの「下知・御教書」には少なくとも裁許状が含まれる。しかも、裁許状は一応、幕府引付（内談）方の審理をふまえている。一方、追加法六条の規定する直義裁判の場は、「下知・御教書」発給後の狼籍等に対しての提訴に関するものであるから、追加法六条の規定する直義裁判の場では、原則として再審理はなされなかったのではないかと思われる。追加法六条の記述をみると、「下知・御教書」に違背し、狼籍等に及ぶ論人側の例えば請文提出・出頭等をふまえた一定の審理を想定しているようにはみえないからである。

以上を要するに、追加法七条の規定する仁政方には、一定の審理の場の性格が強く、他方、追加法六条の規定する直義裁判の場には、（原則として）論人側の主張等をふまえた再審理の場の性格が弱いのではないかと考えるのである。

ここで、拙稿、前稿で注目した仁政内談について付言しておこう。直義執政期、仁政方・仁政内談が存在するが、すでに検討したように引付内談、禪律内談の事例をあわせて考えると、これらの内談での審議内容は評定へ上程されたと考えられる。山家氏は、すでに述べたように評定について積極的な評価を与えておられないのであるが、ここで、仁政方の他に評定の場合も一応積極的に評価し、両者を区別して考え、そして直義の下での『御前沙汰』を評定・追加法六条の規定する場と関わらせて理解する拙稿での検討をふまえると、追加法六条の規定する場（直義裁判の場）は、仁政方と区別されることになる。このことは、右に述べた追加法六、七条に関する解釈とも一致するのではないかと思う。もちろん、この場合、追加法六条の規定する直義裁判の場を、直義の『御前沙汰』の場と考えた拙稿の解釈の評価と密接に関わってくるのであるが。

ではここで、評定とは別に仁政方が存在するところの場合、追加法六条の規定する直義裁判の場を、仁政方と考えることができるだろうか。この場合、さしあたり追加法六条の規定するような形で訴えを何らかの形で仁政方との関わりで実証する必要がある。

したがって、あくまでもこれまでのところという限定をつけなくてはならないが、すでに述べてきたような点からみると、少なくとも仁政方と追加法六条の規定する直義裁判の場とを区別して考えた方が、当該期の評定を含めた幕府機構の全体像、あるいはそれと関わる現存史料、例えば追加法六、七条を整合的に理解できるのではないかと考えるのである。

ここでは、追加法六条の理解に必要な範囲で、当該期の幕府による所領への対応、訴訟制度の整備といった点についてふれておこう。

足利尊氏は、建武三(一三三六)年、周知のようにいわゆる元弘没収地返付令を発した¹³⁾。九州から東上後、足利尊氏は寺社本所等へ御判御教書(「將軍家御一行」とも)を発給し¹⁴⁾、一方で光嚴の院宣も出され¹⁵⁾、ここに公武の一定の協調の下、所領の安定がめざされた。また、尊氏は東上後、山城国内において寺社本所領の半済を実施し、新御家人を創出したこともよく知られている¹⁶⁾。その後、建武四(一三三七)年二月以前のある段階で幕府は、「国々大将・守護人之沙汰」として軍勢等に預けた寺社領・国衙領¹⁷⁾領家職について、「可被返本所之由被仰」、「守施行之旨、可沙汰居雜掌於地下」との法令を発した¹⁸⁾。すでに村井章介氏の指摘にあるように、浄土寺雜掌はこの法令を「寺社領御興行御徳政」と申状の中で記述している。同年十月七日の評定で制定されたとみられる追加法一条は、諸国大将・守護人が「就便宜預置軍勢」、いた寺社国衙領¹⁹⁾領家職に関するものである。そこには、「於今者、可沙汰居雜掌之旨、被定下之處、不遵行之由有其訴」と記されているから、追加法一条が右に述べた預置地返付令をうける形で出されたことが知られる。したがって、このころ軍事的要請で預け置かれた寺社領・国衙領家職の返付が実施されていたことがわかる。また、少なくとも訴人の側が右のような幕府側の対応を「徳政」とうけとっていた点に注目できよう。

ここで、徳政について瞥見しておこう。海津一朗氏の整理によれば、近年の中世徳政研究の一つの潮流として、徳政を国制史的観点から政治改革、あるいは政策としての側面から注目する立場がある。この立場からの研究によると、鎌倉後期、弘安の徳政以来、寺社領保護による仏神事の興行と訴訟制度の整備などによる訴訟興行が、徳政の二大篇目であり²⁰⁾、このような幕府、朝廷といった政権掌握側からの政策としての徳政は、幕府による応安元(一三六八)年の寺社徳政としてのいわゆる応安の半済令を最後に姿を消すといわれる²¹⁾。そこで、当面の対象である直義執政期のあり方に関するこれまでの理解をみておこう。この点について伊藤喜良氏は、直義を中心とする初期室町幕府の政策基調が、鎌倉後半期の徳政(政治改革)の政治理念にのっていることなどを指摘された²²⁾。このような指摘をふまえると、例えば成立直後の幕府が発したと推測される右に述べた預置地返付

という対応や追加法一条は、少なくとも寺社本所領への保護という点で一応徳政(あるいは徳政の理念に裏打ちされたもの)とみてよいものであろう。

そこで、寺社本所領への対応について今少しみておこう。一九八五年の段階で「今日の研究の到達点としてもっとも安定性のある理解をできるだけ尊重」したとされる『日本歴史大系2』²³⁾の中で羽下徳彦氏は次のような理解を示されている。すなわち、(a)半済の実施、(b)寺社一円領と一般の本所領の区別、という点に注目した場合、直義執政期の法令には(a)、(b)への規定がみえないのに対して、観応三(一三五二)年七月以降の義詮執政期の法令には(a)の規定が、同年八月以降の法令には(b)の規定が確認できる、このことが応安半済令へ展開する、直義執政期の対応は、「強い本所領保護政策」である、と。確かに羽下氏の指摘のように、幕府成立以降の法令から考えると、直義執政期と義詮執政期とは大きな違いがあり、この点の検討が重要なことは論をまたないといえよう。だが、幕府成立以前の建武三(一三三六)年の動向や右の預置地返付にも注目し、建武三(一三三六)年以降の動きを足利方・幕府方の対応という側面から考えてみると、そこには十四世紀前半と後半とで大まかにみた場合類似の現象を指摘することも許されるのではなからうか。

羽下氏も注目された半済の実施という点をみると、右に述べたように建武三(一三三六)年、九州から東上した尊氏が実施している。そして、幕府成立以降、この半済に関する寺社本所の訴えについては直義の下で審理がなされ、給人に替地を与え寺社本所領を返付する対応がとられている²⁴⁾。このような尊氏・直義の対応は、図式化すると「軍事的要請からの半済等実施↓その後の一定の修正(寺社本所領等返付)」という形で把握できるのではなからうか。十四世紀後半の義詮執政期についてみると、半済の実施規模などそれ以前と大きな相異点があるが、幕府方の対応という面から大まかに図式化すると同じように「軍事的要請からの半済等実施↓その後の一定の修正(応安の半済令に至る)」と把握できよう。したがって、実際に政務を統轄する人物に即してみても、そこに様々な手法などの違いもあり、その究明が重要な論点の一つとなるのだが、足利方・幕府方の対応としてみるならば、そこに一つには軍事的要請の中で生じた諸問題に対して一定の対応を加えていくという点に、少なくとも当該期の武家政権が直面せざるをえなかった共通点を当然のことながら指摘できるのではないかと思われる。

一方、直義執政期にみられるいわゆる訴訟親裁化などの側面を、訴訟制度面での整備の一つとみることができれば、この面も一応徳政(あるいは徳政の理

念に裏打ちされたもの」と評価できるように思われる。以下、この側面についてみておこう。

右に述べた追加法一条では、預け置いた所領の返付(沙汰居)がうまくいかなかった場合の訴えに対して、「御教書奉書引付施行」が出されていたことが知られるから、ここには少なくとも引付方奉書の発給がなされていたといえよう。このような訴訟に対して引付方奉書等の発給で対応する一方⁽²⁶⁾で、幕府は暦応年間に入ると裁許状の発給を次第に本格化させ、追加法六条の制定に至る。ここには、かつて検討したように紛争に対して一定の審理の場を用意すると同時に、執行の面でより強力な対応をめざしていたことを指摘できよう⁽²⁷⁾。ただ、ここで注意しておきたいのは、すでに述べたように追加法六条の規定する直義裁判の場＝直義の『御前沙汰』の場が、少なくとも「下知・御教書」の発給を前提としていると考えられることである。

義詮執政期の対応の特色は、すでに指摘されているように追加法五六、五七、六三条といった法令に任せて、『御前沙汰』の場で強力に自ら知行回復命令の発給を行い現状回復を優先し、いわゆる裁許状への比重が低い点にある。このような対応は、裁判の迅速化を名目とするいわゆる職権主義化の流れの中にとらえることができ、引付方の一時的断絶や引付の審理機能の一定の低下といったことからいえば、ここには従来の訴訟審理のあり方の制度面での形骸化の過程を指摘せざるをえないけれど、同時にそこでは従来の「評定―引付」制度とは異なり、義詮の『御前沙汰』のもとで新たな訴訟審理のあり方を形成・確立していくことになると思われる。

直義執政期は、すでに述べたように寺社本所領等返付の法令を立法化しその執行に努め、同時に生起する紛争に対して次第に引付(内談)方・評定による一定の審理・裁許への比重を高めていき、少なくとも「下知・御教書」を根拠とする訴訟に対して直義の『御前沙汰』の場(追加法六条の規定する場)で引付(内談)方とともに強力な執行をめざしたといえよう。このように直義執政期の特色は、一面で直義自身の裁許への一定の信頼をもとに、審理(↓裁許)・執行機能の強化をめざして従来の「評定―引付」制度に対する制度面の改革を行い、恩賞充行⁽²⁸⁾へも制度上、一定の関与を行った⁽²⁹⁾点に求められると思う。

以上のように、当該期の幕府・足利方の所領への対応、訴訟制度の整備といった点を、幕府によるいわゆる改革・政策としての徳政の側面からみるならば、十四世紀前半の足利方・幕府方にあつて政務を統轄していく直義の執政期は、例え

ば預置地返付、追加法六条の制定にみられるように、その両方の面で寺社本所領等保護にとりくんだといえよう。義詮執政期は、幕府の分裂、南朝との抗争という観念の擾乱以降の状況の中で、直義の下で訴訟制度改革の一つとして生まれた追加法六条の規定する場(直義『御前沙汰』の場)を「再編強化」することを通して、従来の所領への対応に寺社一円領等保護の方向を明確化しつつその実現を積極的にはかったといえるのではなからうか。

4

ここでは、十四世紀後半の足利義満執政期の仁政方・仁政御沙汰について一定の見通しを述べておこう。すでに拙稿でも検討したように、足利義満執政期の仁政方の存在を確認できるのであるが、この位置づけを幕府の機構の問題として考える場合、史料表現としての「仁政方」(機関)、「仁政(御)沙汰」、「評定」の関係をどのように考えるかが一つの問題ではないかと思う。そこで、このような観点から検討を加えよう。

足利直義執政期の仁政方を、評定と区別される機関と規定し、南北朝後期の仁政方を考える場合、『御評定着座次第』にみえる「仁政御沙汰」の記事をどう評価するかが問題になると考えられる。史料を示そう。

[3]⁽²⁹⁾至徳二年正月十二日

御座

管領左金吾義将朝臣

問注所刑部少輔長康

山城中務少輔入道行照
松田丹後守貞秀
飯尾左近入道

(中略)

同十二月十二日御恩沙汰

御座

管領義将朝臣

問注所刑部少輔長康

松丹貞秀

二階堂中書禪行照
波肥通郷
飯濃入^{新加}初参

(中略)

同十七日仁政御沙汰

御座

管領義將朝臣

二階堂山城中書掾

問注所判部

波多野肥州

松田丹州

飯尾濃入

(中略)

今年中御沙汰、以上七箇度也、

ここでは、「御恩沙汰」と「仁政御沙汰」のメンバーが、省略した披露奉行人をのぞくと一致すること、「評定」(正月十二日分)と比較しても半数以上のメンバーが一致していることを確認できよう(山家注(4)論文一六頁参照)。このように、主要な出席者が一致(あるいは半数以上が一致)しながら、別々の場として記述されている点に注目すると、直義執政期の「仁政沙汰」と「評定」との関係を考える場合にも同じようなあり方を想定してみる必要があるように思われるかもしれない。しかし、仁政方の機構上のあり方を十四世紀の前半と後半とで同じように考える必要は必ずしもないのではないかと思う。

③にみえる「御恩沙汰」を恩賞沙汰とみることができれば、直義執政期、恩賞沙汰は、直義の管轄下にはなく、將軍尊氏の管轄下の恩賞方に関わる沙汰と理解されているように思う。⁽³⁰⁾直義執政期の出席者を恩賞沙汰や評定に関する史料から具体的に確認し比較することは史料の制約からできないので、出席者の面から義満執政期と比べることはこれまでのところ無理である。しかし、直義執政期の恩賞沙汰の右のような機構上の位置には注意しておこう。義満執政期の場合、③から評定と御恩沙汰がともに義満の下におかれ、彼の出席をみたことがわかる。ここには、やはり機構上の一定の変化を当然ながら指摘できよう。

また、仁政方・仁政沙汰は、直義執政期、直義管轄下の評定とは少なくとも区別されており、これまでのところ評定の下に位置づけられていたと私は考えている。一方、③によると、主要な出席者の半数以上が評定と仁政御沙汰の間で一致し、仁政御沙汰へ義満の出席があるから、なお検討の余地を残すけれど、「仁政御沙汰」は評定と同じ(御恩沙汰とも同じ)位置づけが機構上与えられていたように思われる。

とすると、確かに直義執政期の評定と仁政御沙汰との関係如何という問題を残すけれど、少なくとも右に述べた恩賞沙汰や仁政(御)沙汰の機構上の位置づけのみについてみても十四世紀の前半(直義執政期)と後半(少なくとも義満執政期)とで変化したと考えることができるのではないかと思う。つまり、③にみえる主要な出席者の一致(あるいは半数以上の一致)、あるいは義満期の仁政御沙

汰の機構上の位置に注目して、そのようなあり方のすべてを直義執政期にも同じように想定してみる必要は必ずしもないように考えるのである。むしろ、直義執政期のあり方が、その後の改革や評定の形骸化の中で変化していく方向を考えてみてもよいのではないかと思うのである。

そこで、義満執政期の「仁政御沙汰」について「評定」、「仁政方」との関係から考えておこう。すでに述べたように、主要な出席者の半数以上の一致という点からみると、「仁政御沙汰」は「評定」の一形態とでもよべるような性格を有していたようにもみえる。そして、義満の出席をみている点に注目すると、ここでの「仁政御沙汰」は機構上、評定と(ほぼ)同じ位置にあったように推測される。その場合、さしあたり問題となるのは、仁政方と仁政(御)沙汰との関係であろう。決定的な史料が管見に入らないので、ここでも今後の課題としなくてはならないのであるが、ここでは、①仁政御沙汰を仁政方(機関)での沙汰のみをさすとみる、②仁政方での沙汰を仁政沙汰、仁政方で審議した内容を義満の出席する評定の一形態の場での会議にかけるものを仁政御沙汰とみる、③仁政方が機関として存続しなくなったある段階で主要な出席者のあり方からみて評定の一形態の場で、かつての仁政方の管轄内容を沙汰したものを仁政御沙汰とみる、といったいくつかの想定を示すことができるように思われる。ここではこれらの点を述べるにとどめ後考を期したいと思う。

5

室町幕府も、動乱の中から成立してきたことから、軍事的要請にともなう諸問題(例えば半済)と直面せざるをえなかった。そこから、自らの存立基盤である軍事面の維持・強化をはかりつつ、同時に一方で所領相論に代表される諸問題にも対応していかななくてはならず、この両方の側面をどのような形でまとめあげ、一定の安定・統一を実現するかという難問に幕府は直面していたといえよう。政務をまかされた直義が、恩賞充行に一定の関与をし、幕府が本所領への対応を一定条件下で変化させていくのも、このような難問への対応の一つと考えられる。小論での検討もこのような点と関わるものであったが、最後にここで確認した点を簡単にまとめて結びとする。

(1)追加法六条の規定する場合は、論人側の主張などをふまえて一定の審理を行う場としての性格が弱く、追加法七条にみえる仁政方は一定の審理の場としての性

格が強いと考えられる⁽³²⁾。そこから、なお検討の余地を残してはいるが、仁政方と追加法六条の規定する場とは区別して考えることができるのではないか。

(2) 追加法六条の規定する場合は、直義による訴訟制度改革の中でうまくいったもので、のちの義詮期にも「再編強化」された形で継承される。

(3) 直義執政期の場合、引付方奉書等の発給により原状回復を優先するという対応が、次第に裁許への比重を高めていく方向に変化していくように思われる。そこでの引付(内談)方奉書は、一定の審理をふまえた裁許の執行という役割を強めるようになる。かつての引付方奉書による特別訴訟手続きがなくなることはないが、少なくとも「下知・御教書」発給をふまえた訴えの場合、追加法六条の規定する直義「御前沙汰」の場で強力な執行が少なくとも引付方(奉書)に求められたと推測される。

(4) 義詮執政期は、機構面で見ると右の一定の審理をふまえた裁許を後退させ、引付方の一時停止・審理機能の低下を実現しながら、かつての引付(内談)方奉書が担った特別訴訟手続きの側面、あるいは追加法六条の場での強力な執行命令の側面を義詮の「御前沙汰」の場で実行していく。

(5) 直義、義詮の執政期は、同じようには論じられない部分が多いが、3で述べた徳政の理解をふまえると、所領への対応、訴訟制度の面で両人の個性をも強く反映しつつ少なくとも徳政の理念に裏打ちされたものであったと考えられる。

(6) 義満執政期の「仁政御沙汰」についても、なお検討の余地を残すが、直義執政期の仁政方との関係を考える場合、義満期のあり方を直義期のあり方にあてはめようとするのではなく、むしろ直義期のあり方が、一定の変容をみせていく方向で義満期のあり方を理解してもよいのではないかと思う。このような観点から、少なくとも機構上のあり方を考える場合、(1)に述べた区別をふまえてその前提にたつて、仁政方の位置づけを考えることが大切だと考えるのである。

(注)

(1)、佐藤「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九六〇年)一九四頁。

(2)、森「室町幕府成立期における將軍権力の推移―足利尊氏・義詮の時期―」

(『日本古文書学論集7』吉川弘文館、一九八六年、初出は一九七五年)四三頁。

(3)、小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)二〇五

頁注(15)、二二二―二三頁、等。

(4)、山家「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』九四―一二、一九八五年)三―五頁、九頁、一五―一七頁、一九頁等。

(5)、家永「足利義詮における將軍親裁の基盤―「賦」の担い手を中心に―」(『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)一〇二―一〇三頁、一一〇頁以下。

(6)、拙稿「南北朝期室町幕府の政務機構」(『九州史学』一〇九号、一九九四年)一五頁以下。

(7)、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷(岩波書店、一九五七年)所収。

(8)、山家注(4)論文三―四頁。

(9)、山家注(4)論文二頁。

(10)、以上、注(1)、注(2)、注(3)、注(4)、注(5)参照。

(11)、拙稿「足利直義裁許状の再検討(二)」(『宇部工業高等専門学校研究報告』四十号、一九九四年)一七八頁。

(12)、拙稿「初期室町幕府訴訟制度について」(『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)四四九―四五二頁。

(13)、例えば佐藤進一「南北朝の動乱」(中央公論社、一九六五年)一二三―一四三頁。

(14)、一例のみ示せば勝尾寺文書建武三年八月三日付(『箕面市史』第三卷五九三―五九四頁)。

(15)、一例のみ示せば同右同年十一月十四日付(『同右』五九七号)。

(16)、例えば佐藤進一「室町幕府論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九六三年)一二五頁以下。

(17)、注(7)編書所収参考資料六条。

(18)、村井「徳政としての応安半済令」(『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)三九二頁。

(19)、海津「中世の変革と徳政―神領興行法の研究―」(吉川弘文館、一九九四年)特に五頁以下。

(20)、笠松宏至「日本中世法史論」(東京大学出版会、一九七九年)特に一六四頁以下。

(21)、村井注(18)論文三九七―九頁、海津注(19)著書一〇頁。

(22)、伊藤『日本中世の王権と権威』（思文閣出版、一九九三年）特に一七八頁以下。

(23)、山川出版社、一九八五年、四〇〇—四〇四頁。

(24)、例えば東寺文書射曆応二年十二月九日付足利直義裁許状（『大日本史料』六編五、八三〇頁以下）。

(25)、半済令については例えば、注(23)四一七—一八頁、村井注(18)論文参照。

(26)、この場合、すでに指摘されているいわゆる特別訴訟手続きとの関連にも注目しなくてはならない。この点、例えば山家注(4)論文三頁では次のように説明されている。すなわち、室町幕府の引付頭人奉書は延慶二（一三〇九）年の鎌倉幕府追加法七—二条の規定を拡大適用したもので「訴人の根拠の種類を問わず、まず訴人に対し原状を回復したのち、異議あらば引付方で理非相論を行う、という方針によっていると解される」と。

(27)、拙稿注(12)論文参照。なお、この拙稿で指摘したように、直義執政期の前半、引付奉書の発給が多いのに対して、その後半には逆に引付奉書発給が減少し裁許状発給が増加している点に注目すると、これは、政務を統轄する立場にいた直義による一定の改革の反映とみることができよう。

また、直義執政期、入門沙汰が存在したと考えられる点にも注目しておきたい。田代文書貞和三年七月日付田代基綱重陳状（東京大学史料編纂所蔵影写本にて確認）によると、関係箇所に限定した場合、基綱は訴人大番雑掌の訴えに對して、院宣、西園寺家施行、武家度々下知状等を進めて訴人側の訴訟を幕府

が「以入門可被棄捐」と主張している。なお、入門については新田一郎「日本中世における法の機能の変容（二）」（『国家学会雑誌』一〇六一—三・四号、一九九二年）等参照。

(28)、拙稿「初期室町幕府における庭中と恩賞充行について」（『日本歴史』五五六号、一九九四年）参照。

(29)、『群書類従』二九輯、一五二頁。

(30)、佐藤注(1)論文二〇五—一六頁。

(31)、拙稿注(11)論文の(一)一五頁。

(32)、小川氏は、暦応年間の二通の高師直発給奉書について、師直を仁政方頭人とする仁政方発給文書とされた（小川注(3)著書二〇五頁注(15)参照）。

これに対して山家氏は、「所領預置の下文に対する施行状の一種」（山家注(4)論文二六頁注(34)参照）とされた。この二通の奉書については、拙稿注(11)論文の(一)一三四頁で検討を加えたことがある。結論からいえば、私は所領預置に関わる施行状の一種と考えておきたい。預置に際しては、下文

発給（『大日本史料』六編三、一八二—一三頁、これは国大将によるもの）もあるが、尊氏発給文書等をみる限り、御教書形式が一般的であったように思われるからである。

（平成六年九月二十日受理）

（宇部工業高等専門学校社会教室）